

高岡地区広域圏事務組合会計管理者事務の専決等に関する規程

平成5年2月10日収入役規程第1号

改正 平成17年11月1日訓令第1号

改正 平成19年3月29日訓令第2号

高岡地区広域圏事務組合の会計管理者の権限に属する事務の専決等については、高岡市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成17年高岡市訓令第5号）の規定の例による。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

附 則（平成17年11月1日訓令第1号）

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。